

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年9月26日

【事業年度】 第46期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 プロミス株式会社

【英訳名】 Promise Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 神内 博喜

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町1丁目2番4号

【電話番号】 東京03(3287)1515 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 総務部、経理部担当 藤原 政行

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町1丁目2番4号

【電話番号】 東京03(3287)1515 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 阿尾省吾

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月20日に提出いたしました第46期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)の有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

独立監査人の監査報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

(訂正前)

当期連結財務諸表に対する監査報告書

指 定 社 員 公認会計士 能瀬 元
業務執行社員

当期財務諸表に対する監査報告書

指 定 社 員 公認会計士 能瀬 元
業務執行社員

(訂正後)

当期連結財務諸表に対する監査報告書

指 定 社 員 公認会計士 能勢 元
業務執行社員

当期財務諸表に対する監査報告書

指 定 社 員 公認会計士 能勢 元
業務執行社員

独立監査人の監査報告書

平成19年6月19日

プロミス株式会社
取締役会御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 富永正行
業務執行社員

指定社員 公認会計士 長野秀則
業務執行社員

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 前原一彦
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中野敦夫
業務執行社員

指定社員 公認会計士 能勢元
業務執行社員

私どもは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているプロミス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私どもに連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていた。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、プロミス株式会社及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成19年5月1日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社クオーローン及びサンライフ株式会社の2社について、再編を行うことを決議している。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成19年3月26日開催の取締役会決議に基づき、第1回米ドル建て普通社債を発行している。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月19日

プロミス株式会社
取締役会御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 富永正行
業務執行社員

指定社員 公認会計士 長野秀則
業務執行社員

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 前原一彦
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中野敦夫
業務執行社員

指定社員 公認会計士 能勢元
業務執行社員

私どもは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているプロミス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私どもに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、プロミス株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成19年5月1日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社クオーローン及びサンライフ株式会社の2社について、再編を行うことを決議している。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成19年3月26日開催の取締役会決議に基づき、第1回米ドル建て普通社債を発行している。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。